

**鳥取県監査委員公告第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成20年3月28日付鳥取県監査委員公告第8号で公表した平成19年度に係る包括外部監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成21年3月6日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
 鳥取県監査委員 伊 藤 保  
 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

1 平成19年度包括外部監査結果に対する措置状況

| 監査の結果及び意見   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p>第1 教育委員会の仕事と組織及び平成18年度の決算概要（平成19年度包括外部監査結果報告書（以下「報告書」という。）第4章関係）</p> <p>1 「トータルコスト予算制度」に対応した決算の作成について</p> <p>(1) 意見</p> <p>ア トータルコスト予算について<br/>                     トータルコスト予算制度は平成18年度予算に対して鳥取県が全国に先駆けて導入したものであるが、教育委員会の同年度の予算では採用していない。</p> <p>イ 各課及び各学校における決算について<br/>                     平成18年度の教育委員会の決算書を入手し、その主務課別の金額を見ると給料等の人件費約559億円が教育総務課の歳出額の中に含まれていた。教育委員会全体の給料等の人件費総額が約590億円であるから、ほとんどの人件費を主務課に集めて決算書を作成しているのである。<br/>                     民間の会社では、給料等人件費は人事部が主務するが、本社・各支店又は各部課へ対応した人件費を配分することによりそれぞれの部署の予算段階及び決算時の損益を明らかにしている。<br/>                     県から入手した決算書を見ると、各課の歳出額の中にはその課に所属する職員の人件費を含めていないことに疑問を有した。<br/>                     また、県立学校の決算内容を見ると、その学校に勤務する教職員の人件費の計上がないことに驚いた。教</p> | <p>教育委員会事務局各課・室、博物館、図書館、教育センター及びスポーツセンターについては、平成19年度予算から、職員の人件費を併せて示すトータルコスト予算を採用した。</p> <p>平成19年度当初予算から年度開始前に、県立学校ごとの人件費、運営費等の経費を整理したトータルコスト分析表をインターネットで公表している。決算についても、これをベースに整理し、公表することを検討している。</p> |

職員こそ学校の知的財産であり、ゆえに人件費は最大の経費になっている。県立学校は、人件費を含めたトータル決算を示さなければならないと考える。

また、教育委員会事務局の教育環境課は、各学校の耐震化診断・耐震化工事・校舎の新設等の施設設備予算を管理執行する課である。各学校のそれら施設設備に要する決算額は教育環境課の決算としてまとめられている。予算単位を課ごとに設定しているからであるが、予算を使った学校別への配分も必要なことである。

各課及び各学校に人件費等を配分した決算書を作成すべきである。学校だけでなく、県立博物館を主務する博物館、県立図書館を主務する図書館、埋蔵文化財を主務する文化課等についても同様である。

県民が知りたいのは、身近な存在である学校の人件費等を含めたトータルコスト（総経費）であり、図書館運営に要する人件費等を含めたトータルコストなのである。

## 第2 教育委員会の給与事務の監査（報告書第5章関係）

### 1 給与事務の監査

検証対象は、平成18年度12月支給の例月給与と同年の12月期期末・勤勉手当である。

選定した34名に対して、各人の平成18年度12月分例月給与の給与明細書及び平成18年度12月期期末・勤勉手当の給与明細書を入手して支給額の内容を検証した。

#### （1）平成18年度12月期の勤勉手当の成績率の適用誤り

##### ア 監査結果

勤勉手当の成績率が80パーセントであるのに71パーセントとしていた。その結果、勤勉手当額を44,672円過少に支給していた。

勤勉成績率の入力通知書の日付欄の記載誤りの点検漏れが原因である。

##### イ 意見

標準の成績率以外の者に対する成績率の入力事務を省略又は漏らすと成績率が正しく勤勉手当に反映しないことになっている。標準の成績率以外の者に対する勤勉手当を間違いなく入力したかどうかは別途出力印刷するチェック表で点検しなければならないのに、その出力印刷したチェック表を見過ごしていたのである。

教育委員会事務局における標準の成績率以外の者の数は33名、点検対象者数としては少ない数である。標準の成績率以外の者に対する支給データの点検は慎重かつ緊張感を持って行わなければならない。

#### （2）通勤手当の支給漏れ

平成18年12月例月給与に併せて支給した。

入力データの確認を必ず2人で行うこととし、平成19年度から実施している。

また、平成20年度中にマニュアルを作成し、改めて徹底する予定である。

ア 監査結果

通勤手当の支給対象者であるのに、平成18年4月から平成19年5月までの14か月間通勤手当の支給を行っていなかった。その期間の通勤手当額は30,800円である。

イ 意見

(ア) 通勤届の網羅性の未点検について

教育総務課保管の通勤届綴りの中に、支給対象者からの通勤届と添付書類がなかったことは事実である。しかし真実は、ゴミとして処分したのか、他の書類と紛れたのか不明である。

年度始めには多くの職員の異動がある。年度始めに業務が集中する中で職員の異動にも対応しなければならない。しかし、そのような繁忙時であるとはいえ書類を紛失してしまったことは誠に遺憾なことである。通勤届の網羅性の点検が行われていないことになる。

(イ) 通勤届の電子申請システムによる支給漏れの点検について

本庁の職員は、通勤届の電子申請をするようになってきている。電子申請で新規登録すると当然ながら新規登録者データが出力される。仮に10人の新規登録があれば、教育総務課は10人分の通勤届が提出される態勢で臨まなければならない。通勤届の電子申請システムがあるのに支給漏れの点検に機能させなかったと考える。

(ウ) 支給対象者の責任について

支給対象者は、1年以上も通勤手当の支給がなかったことに気づかなかった。受給権があることは当然である。しかし支給がないことを黙っていたことは一面本人の責任でもある。報告すべき義務があったと考える。

(3) 地域手当の適用誤りによる過大支給

ア 監査結果

異動により地域手当の支給対象者に該当しなくなったのに5か月間にわたり手当を支給し、その手当対応の期末・勤勉手当も過大支給していた。

給与条例の理解不足による適用誤りが原因である。

イ 意見

(ア) 地域手当の支給要件の理解徹底

地域手当は県外勤務者が対象であるため、該当者は少ない。給与条例の理解不足により支給対象者としてデータを登録したことが数か月に及ぶ過大支給につながった。

年度始めの異動が集中する時期こそ慎重に事務を

平成19年6月の例月給与支給時に一括支給した。

書類の適正管理について改めて担当職員に徹底した。

併せて、平成20年度当初に全職員に対し、自らも受給内容を確認するよう、通知を行った。今後も継続して実施する予定である。

毎月通勤届の変更等届出登録件数を確認し、その処理状況を必ず複数の職員で確認することとした。

平成20年4月から、職員自らが、年に一度は受給している手当の内容を確認するよう徹底するとともに、事務局の本庁各所属については諸手当検認システムを導入した。

平成19年1月までに返納を完了した。

各地方機関、県立学校の諸手当の認定事務は各所属の事務職員が行っているが、給与制度の理解不足による誤りが発生しないよう、当該事務職員の研修会等の機会を捉えて、年に一度は職員の給与の支給内容を

執行しなければならない。そのような取扱いがあることを認識していないことは誠に遺憾なことである。

(イ) 支給誤りに関する報告文書や決裁伺い書がない。

支給誤り、それが過大支給であれ過少支給であれ、誤りに対する報告書又は決裁願があつて当然のことであると考ええる。

この地域手当の過大支給について報告書又は決裁願の提出を求めたところ、「調整手当、地域手当の誤支給について」と題した文書の提出があつた。その中には、誤支給の概要、原因、返納方法（案）等の記載があり、誤支給について調査検討したことは分かった。

しかし、この文書上には報告先、作成日、作成者の記載が一切なく、関係者間で協議する備忘録と推察させる形式のものであつた。

この支給誤り対象者は3名、その誤支給額も多額である。民間企業であれば、決裁願又は始末書の提出が求められる事案である。支給誤りに関する報告書や決裁伺い書を制度化する必要がある。

(4) 給料加算額の適用誤りによる過少支給

ア 監査結果

給料表の月額に8,200円を加算すべきであるのに適用誤りにより500円少ない7,700円を加算していた。

給与制度の改正事項の理解不足が原因である。

イ 意見

県教育委員会職員名簿より部職の偏在がないように34名を選定し、その点検を行った。検証対象者中同様の誤りが本件以外に3名あつた。

年度始めの給与基礎データのコンピューター登録誤りは、その後に尾を引く。また、支給誤りの対応に係る工数を要してくる。誤りは余分な仕事を作ることにつながる。少ない人員で多くの業務を行わなければならないことは分かるが、少人数で執行可能な事務体制の構築を望むものである。

(5) 時間外勤務手当の支給誤り

ア 監査結果

同一週以外の勤務日の振替は時間外勤務手当の支給の対象になるが、同一週内の勤務日の振替は時間外勤務手当の支給の対象でないにもかかわらず支給していた。

イ 意見

この支給対象者は、その学校の事務長である。毎年開催される学校行事のために休日出勤することは、そ

すべて確認するよう指導する。

今後は、同様の事例の処理に当たっては、伺い及び報告書の形で所属長が確認を行うこととした。

平成19年2月例月給与に併せて支給した。

年度始めの給与基礎データのコンピューター登録の確認は必ず2人で行うこととし、平成19年度から実施した。

平成22年度から適用予定の県給与システムの改善により、データ入力等の事務の簡素化、効率化が図られることとなる。

平成19年1月例月給与支給額から誤支給額を控除した。

支給誤りの修正には、余分な事務や経費が必要なこと、支給事務の誤りの多発は、

の者にとっては例外事項ではないはずである。この者を含む事務職員の全員がまとまって時間外勤務手当等通知書を提出していた。驚くべきことである。このことを指摘した際に学校側の回答は「勘違いしていました。」であった。このような休日出勤の際の一週間の勤務時間数の計算方法は分かりにくいのであるが、ベテランの事務長及び事務次長が回答する言葉ではないと思う。ましてや、翌日は休校であったのであるから。

## 2 平成18年度末の給与返納未返還金について

### (1) 給与返納未返還金の内容

平成18年度末の給与返納未返還金は1件333,305円、対象者は学校の教員である。返還対象となった理由は、この者に対する過去4年間にわたる扶養手当の過大支給である。過大支給があることが判明してから継続して返還請求を行ったところ、その者は平成19年12月に返納している。

### (2) 意見

すでに給与事務の点検結果において支給誤りが多いことを指摘している。支給誤りによる修正支給又は返納がその年度内に行われればこのような事象は発生しない。

このような事象が発生しないよう正確に事務を執行すべきである。

## 3 給与事務の監査に係る総括意見

34名の平成18年12月例月給与及び期末・勤勉手当について監査を行った結果、支給誤りの多さに驚いてしまった。

危機的な財政状態に対応して平成13年度から毎年度のように給与制度を改正している。県職員の大幅異動の時期である4月に改定した給与制度が施行される。人の異動と制度の変更が重なる4月に事務が集中することは理解できる。しかし、それゆえに誤りが許されるものではない。

県職員に対するものであるから、誤りはその後の修正でカバーできるという気持ちで事務に臨んでいるとは思われないが、そのような気持ちになるような事務態勢であることは感じた。教育総務課には4名の給与担当者がある。この4名で6千人を超える教育委員会職員の給与事務を統括しているからである。教育総務課の給与担当者が少ないがゆえに十分な点検が行われていないことを他の職員が感じているのではないかということに危惧している。

知恵を出すことにより、少ない人員で正確に事務を執行できる体制にすべきである。

## 第3 退職手当の監査（報告書第6章関係）

### 1 平成18年度退職手当額の検証

検証対象者の選定方法は、全退職数151名の1割、退職事由別にそれぞれの退職者数の1割を検証対象者とした。

職員の信頼のみならず、県民の公務全体に対する信頼を失うことにもつながりかねないこと等を校長会、事務長会で周知し、正確な事務の実施を指導した。

追給返納は、その都度処理することとしているが、年度末には改めて未処理案件を確認し、未処理案件があった場合は年度内に処理するように努める。

教育委員会の給与事務は、本庁以外の地方機関、県立学校等の所属については、それぞれの所属において諸手当の認定を含むほとんどの給与事務を処理している。

そのため、各所属の給与事務の中核となる学校事務職員等の理解の徹底と教員を含む全職員の理解の向上が重要である。今後は、職員研修の充実を図っていく。併せて、給与システムの改善による業務の効率化及びマニュアルの導入による業務のシステム化を進めていく。

その結果、定年退職（6名）、早期退職（4名）、自己都合退職（4名）、死亡退職（1名）となった。

制度改正に合わせて条例等に従い正しく計算されていることは確認できた。しかし、以下の問題点を指摘しておく。

（1）意見

ア 新制度導入に伴う経過措置について

基本的には新制度による退職手当額と旧制度の退職手当額を比較するのであるが、一般的に高い退職手当額となる旧制度優先の制度になっている。

新制度を導入したのであるなら導入年度をもって新制度を完全適用しなければならないと考える（新制度が適用されたのは15名のうち2名である。）。また、新制度退職手当額が旧制度退職手当額に比べ高い場合に、新制度退職手当額から所定の計算方法によった金額を控除する3年間の経過措置を設けていることも旧制度に引きずられた新制度であることの現れである。

これでは、なんのために新制度を導入したのかと思わざるを得ない。

イ 新制度の施行日からの完全適用について

県財政の歳入財源である諸税金は、諸税法に基づいて国民及び法人が申告納税するものである。税法は毎年改正され、改正事項の適用時期から一斉に施行となる。平成9年4月1日から消費税率が3パーセントから5パーセント（うち1パーセントは地方消費税）に上昇した。平成9年4月1日前に契約した取引については旧消費税率が存続する経過措置はあったが、新規取引からは消費税率5パーセントが全面適用になっている。県の退職手当制度も施行日をもって経過措置なしの新制度が適用されるべきである。

今回の県の退職手当制度の改正は国家公務員退職手当法の一部改正に対応したものである。県職員の給料月額が引下げになっているため退職手当の基本額は減少しているが、国家公務員退職手当法の一部改正に対応して在職時の貢献度を反映した調整額の導入、中期勤続退職者の支給率の引き上げによるプラス部分もあるのである。

制度改正時の損得は付き物であるが、合理的と判断した新制度は自信をもって施行日をもって完全適用すべきである。

ウ 新制度になっても計算基礎となる給料月額は旧制度が適用されることについて

平成18年度の多くの退職者は平成19年3月31日をもって退職しているが、旧制度適用による退職手当額計算における退職手当算出基礎となる給料月額は、一般

地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第3項の規定により国や他の地方公共団体との均衡を考慮して定めなければならないこととされている。このため、従前から本県も含めたすべての都道府県が国に準じた退職手当制度を設定しており、今回の制度改正に当たっても、経過措置も含めて国と同様の措置を行うことが適当と判断して関係条例の改正等を行ったところである。

アに同じ。

アに同じ。

的に退職時の給料月額より高い平成18年3月の給料月額になっている。

新制度と表現しながら、内容は旧制度を引きずっている。過去があるから現在があり、未来もあることは自明の理である。しかし、地方分権化により地方自治体の自立性が要求されるのであるから、県独自の抜本のかつ県の身の丈に適った退職手当制度を作成することを望んでいる。

エ 在職時の貢献度を退職手当に反映させることについて

新制度の退職手当は、退職時の給料月額に支給率を乗じた基本額に調整額を加算することになっている。調整額は、在職中に職員が受けていた給料表、職務の級等に応じ、調整額表により決定している。この計算方法により調整額を計算し、支給していることは確認できた。

校長を定年で退職した2人の者を比べると、給料月額で3,600円の差がありそれに同一の支給率59.28を乗じた退職手当基本額で213,408円の格差が生じている。基本額において差が発生しているのに、貢献度を勘案した職務・職責の違いによる調整月額で8,350円(41,700円-33,350円)の差をつけて、退職手当の調整額で60か月分(支給率と見れば60の支給率になる。)501,000円の差に増幅しているのである。

職員の退職手当に関する条例等の改正理由に、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案し調整額を新設したとある。しかし、新制度移行により退職手当額が減額となることを、とりあえずこの調整額によってカバーしたと感じている。貢献度反映の制度づくりに着手したいが、準備期間不足であった。しかし、新制度を完全適用すると退職手当額が減少する。だから、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する調整額を新設した。「貢献額」と表現せず「調整額」としたこと、新制度に対する自信のなさが現れている感じを受けた。

民間企業では在職中の貢献度を退職手当に「反映」させる制度の導入が進行中である。県は在職中の貢献度を「勘案」するのではなく、よりの確に「反映」できる独自の「新」退職手当制度を構築すべきである。

オ 勤続期間の見直しの必要性について

(ア) 他府県又は国立大学の教員職の勤務期間分も鳥取県が負担していることについて

検証対象としたある3名の退職者は、勤続期間中に他県又は国立大学での勤務期間が含まれている。

他県又は国立大学での勤務期間があっても退職時に

調整額を加算は、職責や貢献度を勘案するものとして、民間企業における退職金のポイント制(各資格等級、在職年数などをポイントにし、そのポイントを累計して退職金を計算する方式)に類似した制度としたものである。なお、今後は、地方公務員法においても国等との均衡と併せて考慮が必要とされている地域の民間等の状況についてもより一層考慮に加えながら、また、県人事委員会等関係機関の意見も聞きながら、本県独自の制度見直しの是非も含めて、民間へのヒアリング等、退職手当制度の点検・検討を行う。

以下の理由から当面は現行の取扱いを継続したい。

・仮に各団体における勤務期間に応じた負

勤務する自治体が退職手当を負担する取り決めになっているが、地方分権により地方自治が強く求められるようになるのであるから、そのような慣行を廃止し、他県又は国立大学の勤務期間に応じた退職手当額は負担してもらう方向にもっていかなければならないと考える。

国や他の地方自治体に勤務していた期間の負担を求めることは、鳥取県が国や他の自治体に提案すべきである。

#### (イ) 休職期間の除算制度の不合理性について

休職期間は、その期間のすべてが勤続年数から除算されていない。ある退職者は、平成10年4月1日に正式任用され平成18年度中途に自己都合退職している。在職期間は8年8か月である。その在職期間中に休職を2回通算5年6か月間取得している。実質の勤務期間は3年2か月であるが、在職期間中の休職による除算期間は2年9か月となった。それにより退職手当計算上の勤続年数は5年となり、高い支給率が適用される結果となった。長く勤務していると除算期間の圧縮制度の影響は少ないが、在職期間が短い者の場合このような納得のいかない結果が出てくるのである。

休職期間の除算制度は在職期間に応じて除算割合を設定すべきである。

### 第4 授業料減免の監査（報告書第7章関係）

#### 1 検証対象者の選定方法と合规性の検証

検証対象者は、平成16年度から平成18年度の間における学校別の減免者数を観察し、その中で減免者数が多い学校を重点に、平成18年度の授業料全額免除者20名を無作為に選んだ。

#### (1) 授業料減免の対象となる事由と減免手続についての概要

授業料減免の対象となる事由は次のとおり。

- ア 火災、風水害等の被害災害
- イ 保護者の疾病、障害又は死亡
- ウ 通学（定期代が1年間に85,000円以上）又は下宿等に要する費用の多額の負担
- エ 生活保護を受けている世帯
- オ 保護者が市町村民税非課税者又は均等割のみ課税されている世帯
- カ 世帯全員の総所得が基準額に満たない世帯

担方式とした場合には、現在より負担が多くなると見込まれること。

- ・他団体から職員を採用する場合には、当該団体が負担した人材養成コストも考慮する必要があること。

- ・国も含めて全国的に統一的な取扱いにならざるを得ないと考えられること。

ただし、他の自治体等に負担を求めることが適当と認められる場合には、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員派遣の方式（事情がある時は派遣先が負担可能）を適用することなどにより可能な範囲で適正な負担となるよう努めることとしたい。

退職手当の在職期間に係る休職期間の除算率は、全都道府県が国と同様に、一律2分の1としている。本県が独自に、この除算率を勤続年数に応じて設定するよう見直すことについては、県人事委員会等関係機関の意見も聞きながら、その是非を含めて検討を行う。

キ その他家計が困窮し、授業料の納付が困難な世帯（多額の債務は除く。）

(2) 検証対象者の減免事由

授業料減免の検証対象者は以下の表に示す事由により減免していた。減免基準に従い適正に処理していると判断した。

| 減免事由        | 人数  |
|-------------|-----|
| 両親共に住民税は非課税 | 17名 |
| 両親がない       | 2名  |
| 親が失業中       | 1名  |

(3) 授業料減免対象者の判定基準が所得基準のみであり、資産基準の判定をしていない。

(4) 意見

授業料減免基準に資産基準を織り込むべきである。

県の授業料減免基準は所得が基準となっている。しかし、同居している父母の尊属の中には職はなくとも蓄えを元に生活し、家族の生活費を負担している人もいることは否定できないだろう。今後は、減免基準に資産基準を織り込むべきであるが、課題となるのは資産の把握と評価に実務上の困難性が伴うことである。

授業料免除制度への資産基準の導入は、関係者の意見を聞き、検討する。

第5 奨学金の監査（報告書第9章関係）

1 奨学金の返還の状況

奨学金の貸付残高は、平成16年度末で47億4,280万円、平成17年度末で49億9,209万円、平成18年度末で53億1,614万円となっており、2年間で約12パーセント増えている。

次に滞納額は、平成16年度末で1億9,279万円、平成17年度末で2億2,003万円、平成18年度末で2億4,756万円となっている。2年間で滞納額が約28パーセント増加している。貸付残高の増加率より滞納額の増加率の方が大きく、鳥取県の奨学金制度において滞納が大きな課題として存在していることが分かる。

また、過年度分、つまり、滞納分の返還率は例年10パーセントを下回っており、滞納が長期間に及ぶとより一層回収が困難になっていくことも示している。

制度別に見ると、進学奨励資金の返還率は、育英奨学資金の返還率を大きく下回っている。

2 滞納への取組に対する意見

(1) 取組状況に対する評価について

奨学金制度の種類により人権教育課、高等学校課で別々に管理していた奨学事業を平成18年度から育英奨学室を新設して一括して管理したことや、長期・悪質滞納者に対して法的措置に踏み切ったこと、平成19年度から債権管理の事務省力化のために新たな予算を組み、債権回収業務を一元管理するパソコンシステムの強化を図るなど、さまざまな滞納対策に取り組んでいる。しかし、

平成19年度までは徴収業務に専ら従事する職員はなく、業務の合間に徴収に当たっていたが、平成20年度に専任徴収担当として主事1名（定数外）及び非常勤職員1名を配置した。これにより継続的な滞納者へのアプローチが可能となった。この2名を中心として徴収強化を図ることにより、徴

貸付金残高は増加していることや平成16年度末時点ですでに滞納額が1億9,279万円あることを考えると、対応が遅すぎる。

長期・悪質滞納者に対して法的措置に踏み切ったことは、直接的に法的措置対象者だけでなく、滞納者全体に「奨学金は返してもらう制度である。」という当たり前のことを示すという意味でも意義がある。しかし、強制執行が可能となる債務名義を得たといっても、債権回収の第一歩が始まったに過ぎず、その後も毅然とした態度で臨まなければ債務名義の意味もなくなってしまうことを肝に銘じなければならない。

さらなる対策は、新たな滞納者を生み出さないことである。督促・催告状の送付や、電話及び訪問による納付奨励を行っているが、限られた人員で約1,700名の多くの滞納者について効果的で細やかな対応は難しいと思われる。

## (2) 返還促進のための方策について

### ア コンビニ収納の検討

監査委員事務局による人権教育課に対する平成18年度の定期監査調査書の中に、「県外で就労している奨学生については、返還することができる指定金融機関が少ないことから、遠方の金融機関に向く等の負担が生じている。多数の奨学生の返還事務の利便性を向上させるため、コンビニ収納や郵便局口座振替等の導入を検討する必要がある。」と書かれている。コンビニ収納等を奨学金の収納方法とすることを検討する必要がある。

さらに、返還方法に着目すると鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条第1項、鳥取県進学奨励資金貸与規則第14条第1項はそれぞれ「半年賦又は月賦の方法で返還」、「年賦、半年賦又は月賦の均等払の方法で貸与を受けた奨学金を返還」と定めている。

### イ 返還は月賦の方法を原則とすること

実際の返還方法は半年賦の方法によることが多い。しかし、月々の返還額を平準化した月賦の方法を原則とすることにより負担感が薄まり、月次定例払いの習慣化に馴染むと思われるので収納率の向上につながると考える。

### ウ 集中電話催告センターの設置

新たに発生した滞納者への効果的な対応策の好例として、集中電話催告センターの設置がある。国税庁は、集中電話催告センター室を活用し、新規に発生した滞納事案の回収督促の効率化を図っている。その結果、平成11年度以降7年連続で滞納税額が減少している。また鳥取市においても、平成19年10月より、市税

収実績に一定の改善が見られる。

なお、引き続き職員の増員についても検討する。

コンビニ収納や郵便局口座振替の方法による返還については、手数料の額が高額であるが、奨学生にとっての利便性の向上の観点も考慮しながら導入について引き続き検討する。

納付方法については、制度上は半年賦払又は月賦払のいずれでもよいこととなっているが、現状としては半年賦払を選択している者が多い。月賦払も含め、返還者の希望に沿うこととしている。

集中電話催告センターについては、費用対効果の面も踏まえて検討する。ただし、平成20年度から専任職員を配置し、定期的な督促電話の強化等を行い、回収率も上がっており当面は考えていない。

と国民健康保険の納付に関して納付催告センターを開設した。顧客対応のノウハウを有し、土曜・日曜・祝日にも対応できる電話専門オペレーターが、自主納付を呼びかけ、早期徴収と滞納額増加の未然防止を目指している。鳥取市は「はがきだけの催告と異なり、言葉による依頼は納付につながりやすい。」と効果を認めている。

ノウハウの蓄積という面から見ても、県庁の人事異動のサイクルでは、限界があるだろう。滞納という困難な問題に対して、専門部署に任せた方がより効果的で細やかな対応が期待できると考える。

もちろん奨学金制度のみで集中電話催告センターの設置は効果とコストの面で釣り合わないかもしれない。県税はもちろん、県が有する貸付制度なども同様の滞納問題を抱えているため、これら全てに対応する部署として設置すれば、十分な効果が得られるであろう。

### 3 奨学金の免除手続が適切に行われているかの検証

#### (1) 監査結果

検証対象者に対する手続を検証したところ、結果として免除認定の誤りはなかった。しかし、進学奨励資金の所得基準免除検証対象者20名に対する免除認定過程において5名の取扱いの誤りがあった。

##### ア 検証者番号1（世帯地級の適用誤り）

免除基準額の算定要件の申請者の父母世帯地級（3-1）を申請者の現住所地級（2-1）と誤って免除判定システムに入力していた。そのため、免除基準額を1,364,010円と計算するところを1,229,025円と計算してしまった。世帯所得額が1,183,600円であるため、判定結果に影響はない。

従前は担当職員がチェックし、入力を行った後に電子決裁を行うのみだったが、職員が判定システムの入力を行った後、起案をする前に他の2名の職員（正職員1名と非常勤職員1名）が、免除申請内容と全ての入力項目の突合及び算定数値の検算を行った上で起案、決裁を受けることとした。

##### イ 検証者番号2（申請書類の押印、記載不備等）

免除のための申請書類の一つである「各種加算調書」に必要事項の記載がなく、申請者の押印もなかった。県側の記入事項である「決定番号」の記載もなかった。にもかかわらず、家賃証明及び賃貸借契約書の添付があることをもって、免除基準額の計算の「住宅扶助」の加算を行っている。

アと同様に、申請書の内容についても複数職員でチェックすることとした。

さらに、免除基準額の算定要件となる申請者の現住所（鳥取県外）の世帯地級（3-1）を家賃証明に記載のある転居前の住所地（鳥取県内）の地級（2-1）で誤って入力していた。そのため、免除基準額を2,062,680円と計算しなければならないところを2,241,150円と計算してしまった。世帯所得額が

1,754,800円であるため、判定結果に影響はない。

ウ 検証者番号10（基準生活費の基礎額マスター登録誤り）

免除基準額の算定要件となる世帯構成員の基準生活費の基礎額がマスター登録段階で18歳から19歳の者を34,400円、70歳以上の者を26,520円と登録すべきところを、それぞれ33,440円、26,250円と登録していた。そのため、免除基準額を3,912,495円と算定するところを3,909,030円と算定してしまった。世帯所得額が3,438,800円であるため、判定結果に影響はない。

エ 検証者番号11（課税状況の入力誤り）

所得割課税状況を誤って非課税と入力してしまったため、世帯所得と免除基準額の比較判定を行わなかった。実際の免除基準額は2,783,745円である。世帯所得額が1,923,487円であるため、判定結果に影響はない。

オ 検証者番号20（世帯地級の適用誤り）

免除基準額の算定要件となる世帯地級（3-1）を誤って（3-2）と誤って入力していた。そのため、免除基準額を3,032,055円と計算しなければならないところを2,890,410円と計算してしまった。世帯所得額が2,574,930円であるため、判定結果に影響はない。

(2) 意見

(1)のアからオまでのような誤りが発生した原因として以下の3点があるものと考えている。

ア 県の規定と生活保護法の対象期間の違い

免除規定において定められている生活保護法の規定に基づく免除基準額を算定する場合、判定世帯の収入は「暦年」で算定するのに対して、生活保護法の規定による基準生活費は「年度」により算定する。県の規定と生活保護法の対象期間の違いが計算事務を複雑化させている。

イ 進学奨励資金返還免除システムで扱えるデータは県内に限定されている。

育英奨学室が保有する進学奨励資金返還免除判定システムは県内の世帯地級にしか対応しておらず、県外の世帯地級については手計算を行わなければならない場合がある。

ウ 免除基準額算定のマスターデータの登録誤り

免除判定システムのマスターデータを一部誤って登

マスターデータは生活保護制度の変更に併せて、ほぼ毎年のようにデータ変更を行っている。データ変更入力についても、アと同様に、担当職員のみでなく、当該職員以外の複数の職員による入力内容の確認を行うこととした。

アに同じ。

アに同じ。

担当職員が行った判定結果について、他の2名の職員（正職員1名と非常勤職員1名）により免除申請書及び添付書類を再度チェックし、免除判定を行っている。

該当の免除申請件数は年間10件から20件程度である。

システム改修すれば誤りを少なくすることは可能であるが、予算及び世帯地級の基礎額を毎年データベースに登録することが必要となることから、システム改修は行わず、複数職員による入力確認の徹底を行って正確を期すこととする。

システム改修は行わず、複数職員による

録しているため、その誤ったデータを使用する事例は全て免除基準額算定に誤りが生じることになる。

検証対象者の免除の最終判定に影響はなかったが、誤ったデータを入力してしまったことは遺憾である。育英奨学室内部の点検だけでなく、例えば人権教育課などの点検が必要である。

入力確認を徹底することにより対応する。

マスターデータは生活保護制度の変更に併せて、ほぼ毎年のようにデータ変更を行っている。データ変更入力についても、当該職員以外の複数の職員が、入力内容の確認を行うこととした。

## 第6 高校再編に伴う施設の遊休状況（報告書第10章関係）

### 1 高校再編に伴う遊休施設の利用状況等

#### (1) 旧鳥取農業高等学校（現鳥取緑風高等学校）

（土地）46,086平方メートル

（建物）2,651.48平方メートル

#### (2) 鳥取湖陵高等学校 旧美和分校

（土地）9,955平方メートル

（建物）1,877.09平方メートル

#### (3) 旧倉吉産業高等学校

（土地）33,180平方メートル

（建物）10,650.54平方メートル

#### (4) 旧赤碓高等学校

（土地）30,226平方メートル

（建物）6,329.21平方メートル

#### (5) 旧淀江産業高等学校（現米子白鳳高等学校）

（土地）150,489平方メートル

（建物）1,919.48平方メートル

#### (6) 旧境水産高等学校

（土地）50,332平方メートル

（建物）10,089.04平方メートル

#### (7) 旧日野産業高等学校黒坂校舎

（土地）547,367平方メートル

（建物）3,344.33平方メートル

### 2 意見

#### (1) 活用計画の策定

高校再編に伴いこのような未利用跡地が発生した。未利用跡地が不要であるということとなれば、早急に売却処分等を行わなければならない。さらに、未利用のまま放置すれば校舎の荒廃が進み周辺的生活環境の悪化にもつながるため、保安対策等も含めて継続的に維持管理費が必要となる。

しかし、土地が広大であることや校舎等があり活用にも制限があることなど簡単に売却処分という訳にはいかないのが現状である。また有効な活用策を見つけることも同様の理由により容易ではない。

一時的な利用や校舎の一部暫定利用などしているが、中長期的な有効活用策が見出せていない状態である。

今後継続して跡地利用を検討するに当たり、年間の維持管理費の継続的な把握や校舎その他の建物の取り壊し

学校跡地の利活用については、教育委員会において引き続き必要と認める財産以外は、「県有未利用地有効活用検討委員会」で活用方策を検討の上、公的利用が見込まれない未利用財産については、虫食い状態にならないよう配慮の上、売却や貸付も含めて検討することとしている。

活用計画が未作成であるため、現時点では跡地施設等の利活用の見通しが立っていないが、これらの維持管理には必要最小限の費用しかかけていないことから、当面は現状のままでの管理を継続する。

費用の把握も行うべきである。校舎の荒廃対策を考えると維持管理費が年々増えていく可能性もあり、活用計画の策定が長期間に及ぶものに関しては取り壊し費用との比較検討も必要となってくる。

(2) 旧日野産業高等学校に係る借地について

旧日野産業高等学校黒坂校舎に関して借地料を支払っているが、日野高等学校が農業施設として一部を引き続き利用しているもの、建物施設の敷地になっているもの、未利用なものを明確に区分する必要がある。利用していないものについては地権者に返還するなどの早急な対応をすべきである。

旧日野産業高等学校黒坂校舎で未利用となっているもののうち建物の底地以外の借地については順次地権者へ返還しており、今後も未利用部分は地権者へ返還するよう整理を進めていく。

第7 県立学校の監査（報告書第11章関係）

1 鳥取県立米子西高等学校の監査

(1) 意見

ア 平成18年度の決算について（行政財産使用料（教職員の校内駐車場使用料））

この学校には公用車がないため、教職員が日常の教育等活動において自分の車を使う頻度が高い。公務を理由に半額免除適用者が多くなっている。

しかし、公務等で自家用車を使用する時には平成19年度には1キロメートル当たり25円が支給されることになっている。この金額は、走行することにより消費するガソリン代・オイル代・タイヤ代等を積上げて算定している。

公務等による自家用車の使用頻度が高いという理由で駐車料金を半額にすることは納得がいかない。教職員は学校に通勤することが仕事であり、公務である。公務で学校に通勤してもらっていると考えれば、駐車料金はなしでもよいだろう。ただ、県庁勤務の職員は駐車料金を自己負担しているのであるから、それとのバランスは考慮する必要がある。

通勤手段として自家用車を使用すると判断したのは教職員自身であり、行政財産である校地に車一台分の校地を占有している事実がある。また、仮に50台分の駐車場が必要となると全体で約1,000平方メートルのまとまった校地を供することになる。行政財産使用料として正規の駐車料金を収納すべきである。

イ 授業料以外の収納金の収納事務について（公金外の出納事務が多いのでこの出納額を開示すべきである。）

県の会計には貸借対照表がないため、預り金勘定による出納報告ができない仕組みになっている。県費外・公金外であろうともその事務執行のほとんどを学校の事務部が担っているのであるから、歳入・歳出決算報告の枠外で公金外の出納の収支を開示する必要が

公用車が配置されていない県立学校においては、公共交通機関利用による時間的ロスを解消するため、自家用車での校外勤務を余儀なくされている状況である。

公務としての自家用車での校外勤務は、出張命令による場合と、県立学校職員服務規程による校長の口頭承認による校外勤務があり、当該口頭承認に係る校外勤務については、旅費（1キロメートル当たり25円）が支給されていないことから、減免措置は必要と考える。

その上で、現在の減免事由の「日常的に必要な場合」と減免率の「2分の1」について、現在検討中である。

平成20年5月から8月までの間に、全県立学校の県費外会計に係る教育行政監察を行い、まずは平成19年度決算分について各学校の県費外会計の全容を把握し、公表を行った。（平成20年9月9日県教育委員会

ある。

年度の歳入歳出表のほかに、学校を経由したお金の流れを以下のような形で開示することが求められる。

| 区分    | 年度始め<br>預り額 | 収納<br>預り額 | 預り額<br>支払額 | 年度末<br>預り額 |
|-------|-------------|-----------|------------|------------|
| P T A | ***円        | **円       | **円        | **円        |
| 同窓会   | ***円        | **円       | **円        | **円        |

ウ 学校の管理資産について（実査・たな卸マニュアルを作成すべきである。（切手、機器備品、図書の管理状況））

切手については各月末の切手種類ごとの保有枚数実査表が作成されていなかった。学校の説明によると実査表を作成することは求められていないとのことであった。多額の切手を保有しているわけではなく、また切手を購入した時点で経費処理しているため財産であるとの意識がないのだろうと感じた。しかし、たとえ経費処理された切手であっても、各月末には切手の額面ごとの枚数・金額を一覧表にしたものを残すべきである。

機器備品についての現品確認を実施していることは分かった。しかし、現品確認は事務担当者が手分けして行っており、立会者等を含めた複数人で行われていない。望ましい現品確認は少なくとも実施者と立会者の複数人で実施すべきである。民間の大会社では、現品確認実施者に加えその担当者とは別部署の人を立会人として在庫のたな卸を実施するようにしている。教育委員会事務局の職員が手分けして現品確認に立ち会う制度をつくり実行すべきである。所管の学校が多いので年度末一斉の立会いはできないであろうが、まずは日程調整のうえ適宜実施すべきである。

図書の実査は、司書一人で行っていた。夏休みのお盆時期前後に実施したとのことである。米子西高の蔵書数は約2万点である。これだけの蔵書数であれば、複数人で手分けして行わなければ蔵書調べの正確性が担保されないと感じた。図書の実査も、教育委員会事務局の職員が手分けして現品確認に立ち会う制度をつくり実行すべきである。

エ 多額の物品の寄贈の取扱いについて（多額の物品の寄贈は、決算資料に注記すべきである。）

物品の寄贈は県の歳入として扱わないことになって

報告・公表、同月17日県議会常任委員会報告)

平成20年度決算分以降も同様の取組を行っていくこととしている。

また、県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）（以下「ガイドライン」という。）において、保護者への収支状況報告を行うこととしており、平成19年度からは多くの学校において、保護者等による監査の徹底を行うとともに状況報告を行っているところである。今後もその徹底を図っていく。

金券類の整理については、毎月末現在高を確認し受払簿に記入するとともに、切手の額面ごとの枚数・金額も併せて記入するよう改善した。

機器備品や図書等の物品の照合については、毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載しているところであるが、現品確認において複数人で対応することとし、正確な照合に努める。

寄贈物品は、すべて物品出納簿に記載し

いる。しかし、多額の寄贈品については決算書に注記することにより開示しなければならないと考える。

## 2 鳥取県立倉吉総合産業高等学校の監査

### (1) 意見

ア 平成18年度の決算について（行政財産使用料（教職員の校内駐車場使用料は半額適用が多い。））

公務等による自家用車の使用頻度が高いという理由で駐車料金まで半額にすることは納得がいかない。教職員は学校に通勤することが仕事であり、公務である。公務で学校に通勤してもらっていると考えるのであれば、駐車料金はなしでもよいだろう。ただ、県庁勤務の職員は駐車料金を自己負担しているのであるから、それとのバランスは考慮する必要がある。

通勤手段として自家用車を使用すると判断したのは教職員自身であり、行政財産である校地に車一台分の校地を占有している事実がある。また、仮に50台分の駐車場が必要となると全体で約1,000平方メートルのまとまった校地を供することになる。行政財産使用料として正規の駐車料金を収納すべきである。

イ 毒物及び劇物の保有数について

正確な保有在庫一覧表を作成し、現物との確認を複数人で行うことを指摘しておく。しかし、問題はこれら劇物等の使用頻度が極めて少ないのにもかかわらず、保有数量が多過ぎることである。水酸化ナトリウムは500グラム瓶で15個あるが、平成19年度になってからの使用実績がない。その他の毒物等も同様の状況である。

学校の学科内容から考えても、これら劇物等の使用頻度は少ないのは明白である。他の高校でも同様の事象があると考えられるので、県内の学校で劇物等の数量等点検を行い、過剰在庫の学校から使用頻度の高い学校への移管を行い適正在庫の維持に努めるべきである。

(2) 監査結果（学校独自の「県費外会計等取扱要綱」の作成について）

教育委員会事務局が平成18年11月に作成した「県費外会計等取扱ガイドライン」に準拠した倉吉総合産業高等学校県費外会計等取扱要綱を作成していた。

しかし、ルーム費会計の報告書の記載内容を見ると購入した物品の金額は当然ながら記載しているが、数量記

ている。

さらに、鳥取県物品事務取扱規則第37条の規定に基づき、100万円以上の物品については現在数等を出納長に報告しており、「決算に関する説明書」の「財産に関する調書」に記載され、議会に提出されている。

1の(1)のアに同じ。

当該校において適切な在庫数量について検討し、他校への移管可能な薬品リストを作成して、平成20年9月末までに移管を終えた。今後使用見込みがないものについては、平成21年1月末までに処分を行った。

また、各学校に毒劇物の現物と管理帳簿の定期的な照合・点検等について適切に取り扱うよう指導した。

倉吉総合産業高等学校では、県費外会計等取扱要綱を平成19年4月1日から施行し、平成19年度会計からは、当該要綱に沿って適切に監査しているところである。

なお、包括外部監査を機に、全県立学校

載がないもの、担任と副担任の氏名の記載があるが捺印のないものがあった。また、同要綱によると監査を受けることになっているが、会計監査担当者名の記載がなく、未監査の会計報告書になっていると感じた。

(3) 意見

ルーム費の出納額は少額であるが、ルーム費を出納する預金口座の預金通帳の原本との照合、領収書等との照合をした旨の監査報告は最低限必要である。

3 鳥取県立白兔養護学校の監査

(1) 意見

ア 平成18年度の決算について（行政財産使用料（教職員の校内駐車場使用料）

公用車を保有すれば、免除した額以上の負担が発生することは明白である。

自家用車は自分のものであること、まとまった校地を占有していること、公務使用時には使用距離に応じた交通費の支弁があること、理由から半額の駐車料金でなく正規の駐車料金を収納すべきである。公務員が公務を行っているからといって所得税や地方税の割引はない。収納すべきものは規定どおり収納して、支払うべきものは規定どおり支払うことが必要と考える。

(2) 平成18年度決算の歳出額

ア 監査結果（給食委託料と県費外給食会計について）

給食材料に係る小切手の発行による支払いには支払伺いを作成しているが、その書類上に小切手番号の記載がない。また、小切手発行簿を備えていない。

イ 意見（小切手帳の管理について）

小切手帳の管理及び小切手の発行手続は適切に行われている。小切手の控えに発行日・渡し先・摘要の記載はあるが、これは小切手を発行したという証にしかない。

小切手は、未使用分つまり小切手帳に綴りこまれているものも管理しなければならないものである。小切手発行簿を備え、小切手発行の承認決裁を記録し、さらに未使用小切手の管理にも役立てなければならない。

また、支払伺い書に発行小切手の小切手番号を記録すると、支払伺い書上を通査することにより発行小切手の連番性の確認ができる。この手続により権限外で

に対して、県立学校長会（平成20年2月8日）、県立学校事務長会（同年2月15日、4月28日）において、改めてガイドラインについての周知、徹底を図り、適正な会計処理を行うよう指導した。

また、平成20年5月から8月までの間に、全県立学校の県費外会計に係る教育行政監察を行い、同年9月に調査結果を公表したところである。

(2)に同じ。

1の(1)のアに同じ。

包括外部監査終了後、平成19年12月に、直ちに小切手帳の連番の記載及び小切手発行簿の整備を行った。

アに同じ。

小切手が発行されていないことの検証ができるものである。

#### 4 県立学校監査の総括意見

##### (1) 意見

ア 県立学校における決算について（学校に関わる歳入・歳出を網羅した決算書を作成すべきである。）

学校の決算書に該当する歳入・歳出表には、その学校に通学する生徒の授業料収入は歳入として計上しているが、歳出項目に学校の教職員の人件費（給料・手当ほか）を計上していなかった。学校の決算書には、予算を主務する教育委員会事務局の各課から学校で管理すべき項目として予算配分された項目の決算額だけが計上されているのである。

このような学校決算書では、その学校に関して使われた予算の全貌を見ることができない。その学校で教育に当たる教員の人件費、耐震診断に要した経費、新校舎建設に要した工事費等を、学校単位で集計した学校決算書を作成すべきである。

県民が知りたいのは、総額としての教育委員会の決算額ではなく、身近な存在である学校単位の決算額であると思っている。

イ 県費外の出納項目と金額について（決算書には県費外の出納項目と金額を注記すべきである。）

学校にはPTA会費ほか多くの県費外項目の出納事務がある。これらは県費と共に学校教育活動を支えているものである。県費外の出納額は財政上歳入・歳出に該当しないが、生徒の保護者が支払ったものなのであるから決算書上に項目ごとの出納額を注記することが情報公開の観点からは必要である。

私立学校の計算書類に適用している「学校法人会計基準」を参考に、歳入・歳出表の現行の形式から脱却したスタイルの公立学校用の決算書を作成すべきである。

ウ 監査手続の指導について（県費外会計に対する監査をより証明力の強いものに）

教育委員会は、平成18年11月に「県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）」を公表している。このガイドラインには、「保護者の代表であるPTA会長もしくはPTA会長が指名する者による監査を受ける」旨の記載がある。

県費外会計に対する監査は実施している状況は見て

第1の1の(1)のイに同じ。

ガイドラインにおいて、保護者への収支状況報告を行うこととし、多くの学校において、平成19年度から適用しているところであるが、今後もその徹底を図っていくこととする。

平成20年5月から8月までの間に、全県立学校の県費外会計に係る教育行政監察を行い、まずは平成19年度決算分について各学校の県費外会計の全容を把握し、公表を行った。（平成20年9月9日県教育委員会報告・公表、同月17日県議会常任委員会報告）

平成20年度分以降も同様の取組を行っていくこととする。

包括外部監査を機に、全県立学校に対して、県立学校長会（平成20年2月8日）、県立学校事務長会（同年2月15日、4月28日）において、改めてガイドラインについての周知、徹底を図り、適正な会計処理を行うよう指導した。

取れた。しかし、どのような方法で監査を実施したのかの記述がない。

今後は、具体的な監査手続の指導を行うことにより監査をより証明力の強いものにしていく必要がある。

エ 財産の現品確認について（現品確認は複数人で行うべきである。）

財産の現品確認は担当者が単独又は少人数で行っている現状がある。教育委員会事務局からの参加も得て複数人で組織的に行うべきである。現品の数だけの確認だけでなく、複数人の眼で見ることによる気づきも生まれてくるものと考える。

オ 駐車場使用料の半額免除について（公務使用を理由とした駐車場使用料の半額免除制度はやめるべきである。）

学校には公用車がないことと教職員の自家用車の公務使用が多いことを理由に教職員の校地内駐車場使用料を半額免除している。

自家用車は自分のものであること、まとまった校地を占有していること、公務使用时には使用距離に応じた交通費の支弁があることなどの理由から半額の駐車場使用料でなく正規の駐車場使用料を収納すべきである。公務員が公務を行っているからといって所得税や地方税の割引はない。収納すべきものは規定どおり収納して、支払うべきものは規定どおり支払うことが必要と考える。

なお、監査の在り方については、ガイドラインを見直し、原則として各学校に県費外会計等検討委員会を設置し、そこで方法を定めることとした。

物品は毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載しているところであるが、現品確認において複数人に対応することとし、正確な照合に努める。

1の(1)のオに同じ。